

平成22年度中山間地域等直接支払事業の実施状況について

1 中山間地域等直接支払制度について

中山間地域の農業・農村は、農地を耕作することで水源涵養、洪水の防止、土壌の侵食や崩壊の防止、豊かな景観の形成などの多面的な機能を発揮し、都市住民を含む多くの国民の財産と豊かな暮らしを守っています。

平成12年度にスタートしたこの制度は、中山間地域で農業生産を継続する農家に対して交付金を交付し、適切な農地管理と集落の共同活動等に活用することで、将来に豊かな農地と自然を守り伝えるために実施されているものです。

平成17年度からは、今まで以上に、生産性・収益向上、担い手の育成、都市住民との交流や学校教育との連携など、将来に向けた農業生産活動を継続する前向きな取組を促進する仕組みに改善されました。

平成22年度からの第3期対策は、高齢化の進行にも配慮した、より取り組みやすい制度に見直され、継続実施されています。

2 平成22年度の実施状況について

協定の数	集落協定数	49
	個別協定数	1
交付対象面積		4,521,621㎡
交付金額		54,244,296円

協定の取組内容

①単価の区分

体制整備単価 44 (88%)

基礎単価 6

②体制整備単価の取組内容

A要件 (次のうち2つ以上を選択して取り組む)

協定農用地の拡大	9
機械・農作業の共同化	17
高付加価値型農業の実践	2
地場産農産物等の加工・販売	1
農業生産条件の強化	2
新規就農者の確保	3
認定農業者の育成	1
多様な担い手の確保	1
担い手への農地集積	2
担い手への農作業の委託	5

B要件 (次のうち1つ以上を選択して取り組む)

集落を基礎とした営農組織の育成	0
担い手集積化	9

C要件

集落ぐるみ型	24
組織対応型	17
担い手型	8
都市農村交流型	0
集落間連携型	1
行政等支援型	1
企業等連携型	0
その他	0

③加算の状況

加算措置に取り組んでいる協定数	2 (4%)
取組の内訳	
規模拡大	1
土地利用調整	0
小規模・高齢化	1
法人設立	0

【用語について】

(1) 基礎単価

集落協定の将来像を明確化し、5年間の最低限の農地管理活動等を行う場合の単価（体制整備単価の8割）

(2) 体制整備単価

上記基礎単価に加えて、協定期間内に自立的かつ継続的な農業生産活動体制の整備に向けた強化を行う場合の単価（通常単価）

(3) 加算措置

より積極的な取組を行う場合において、別途加算される措置。

①規模拡大加算

担い手が新たに利用権等を設定した農用地を5年以上継続して耕作する場合の加算

②土地利用調整加算

担い手に対し、新たに協定面積の一定割合以上において利用権等を設定する場合の加算

③小規模・高齢化集落支援加算

自力での農業生産活動等が困難な小規模・高齢化集落（農林統計上の農家戸数19戸以下、高齢化率50%以上の集落）の農用地について、近隣の集落協定が協定農用地に一体的に取り込む場合の加算

④法人設立加算

新たに特定農業法人又は協定農用地面積の一定割合以上を対象とした農業生産法人を設立する場合の加算